

# 重要事項説明書

様

介護予防訪問看護

訪問看護

医療の訪問看護

精神医療

精神自立支援（通院）

合同会社 September

テトメ訪問看護ステーション

この「重要事項説明書」は「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第26号）」の規定に基づき、訪問看護サービス提供規約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

※この説明書内の訪問看護とは、介護予防訪問看護（要支援）、訪問看護（要介護）、医療による訪問看護のことをいいます。

## 1. 指定訪問看護事業者について

事業者名称	合同会社 September
所在地	〒547-0033 大阪府大阪市平野区平野西4丁目3番1号ミツダコーポ201
代表者氏名	高橋 恵麗
電話番号	06-6711-0837
FAX番号	06-6711-0839

## 2. 訪問看護サービスを提供する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	テトメ訪問看護ステーション
指定事業所番号	大阪市指定 ( 2765890740 )
管理者	打越 美保
事業所所在地	〒547-0033 大阪府大阪市平野区平野西4丁目3番1号ミツダコーポ201
電話番号	06-6711-0837
FAX番号	06-6711-0839
通常の事業の実施地域	大阪市平野区・東住吉区・阿倍野区・住吉区 松原市

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	本事業において実施する指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理を図るとともに利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とします。
運営方針	①利用者が可能な限り在宅療養を継続できるよう、また自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。 ②利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ③適切な在宅サービスの活用ができるよう地域の保健・医療または福祉サービスと連携を図ります。 ④前項の他、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成25年3月4日大阪市条例第31号）に定める内容を遵守し事業を実施するものとします。

### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し、祝日、12月30日～1月3日を除く
営業時間	午前8時45分 ～ 午後5時45分

### (4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜～金曜日 但し、祝日、12月30日～1月3日を除く
サービス提供時間	午前9時00分 ～ 午後5時00分

### (5) 事業所の職員体制

管理者	1名	適切な訪問看護が行われるよう必要な管理
訪問看護職員	5名以上	訪問看護計画に基づいた訪問看護サービスの提供

PT・OT	4名以上	訪問看護計画に基づいた訪問リハビリテーションの提供
事務職員	1名以上	円滑な訪問看護サービスの提供に関する事務・サポート

### 3. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行います。
- (3) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

### 4. 訪問看護の内容について

#### (1) 提供するサービスの内容について

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ① 病状・全身状態・障害の程度の観察 | ⑥ ターミナルケア         |
| ② 清拭・洗髪などの清潔ケア     | ⑦ 認知症や精神疾患などのケア   |
| ③ 食事および排泄などのケア     | ⑧ 療養生活や介護方法の提案や指導 |
| ④ 褥瘡の予防・処置         | ⑨ カテーテルなどの管理      |
| ⑤ リハビリテーション        | ⑩ その他医師の指示による医療処置 |

#### (2) 看護職員の禁止行為について

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

### 5. 利用料、その他の費用等について

#### (1) 利用料等 料金表参照

#### (2) その他の費用

療養生活上の必要な物品	利用者負担
衛生材料費	利用者負担
死後の処置（エンゼルケア）	20,000円（税込み）
その他介護・医療保険外サービス	相談に応じます
サービス実施の為に使用する水道、ガス、電気の費用	利用者負担
交通費（実施地域を超えた場合）	・片道5km未満 200円 ・片道5km以上 400円

キャンセル料	500円
--------	------

- ※1 緊急の夜間訪問時にタクシーを利用した場合、領収書とともに実費がかかります。
- ※2 訪問看護サービスのキャンセルについては、利用者が前日までに事業者へ通知してください。利用者が事前にサービス利用のキャンセルを通知しなかった場合、事業者は利用者に対してこの契約に定める所定のキャンセル料を請求することができます。  
(但し、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は発生しません)

## 6. 利用料、その他の費用の請求およびお支払い方法について

- (1) 利用料は月ごとの合計金額により請求いたします。
- (2) 請求書は、利用明細を添えて翌月の15日までに利用者へてにお届けします。
- (3) 利用者は事業者からの請求を受けて、利用料を翌月26日までにお支払い下さい。
- (4) 振替または現金でお支払い下さい。
- (5) 事業者は利用者からの支払いを確認した時は、利用者宛に領収書を発行いたします。

振込口座	ゆうちょ銀行(店番408) 普通預金 口座番号5814217
口座名義	ド)セプテンバー

## 7. 訪問する職員(看護師、療法士)についての相談窓口について

訪問する訪問看護師についての相談や変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談担当者氏名 打越 美保</li> <li>・連絡先電話番号 06-6711-0837</li> <li style="padding-left: 20px;">FAX番号 06-6711-0839</li> <li>・受付日及び受付時間 月～金の午前9時00～午後5時00分</li> </ul>
--	--

※担当する職員に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制等により、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。

## 8. 秘密保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li> <li>② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ol>
--------------------------	---

② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
---------------	---

## 9. サービス提供中における緊急事態及び事故発生時の対応について

- (1) サービス実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- (2) 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者のご家族、市町村等利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとしします。
- (3) 事業所が利用者に対して行った指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとしします。

※なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保障の概要	訪問看護事業者総合補償制度 賠償責任保険

## 10. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、利用者に容体の変化などがあつた場合は、主治医・救急隊・ご家族・居宅介護支援事業者など、関係各位に連絡します。

### 11. 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時間および利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分所を提示します。

### 12. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	代表	高橋 恵麗
虐待防止に関する担当者	管理者	打越 美保

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

### 13. 身体拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし自傷他害等のおそれがある場合など利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時・理由及び対応等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性 : 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性 : 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- 一時性 : 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

### 14. 心身の状況の把握

訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

### 15. 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービスの提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得たうえで居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

### 16. サービス提供の記録

- ① 訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 提供した指定法も看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

### 17. 業務継続計画の策定等

- ① 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- ② 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- ③ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

### 18. 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。



<p>&lt;市町村の窓口&gt; 住吉区保健福祉センター 保健福祉課介護保険係</p>	<p>所在地 〒558-8501 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号 電話番号 06-6694-9859 FAX番号 06-6692-5535 受付時間 平日 午前9時～午後5時30分</p>
<p>&lt;市町村の窓口&gt; 阿倍野区保健福祉センター 保健福祉課介護保険係</p>	<p>所在地 〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里1丁目1番40号 電話番号 06-6622-9859 FAX番号 06-6621-1412 受付時間 平日 午前9時～午後5時30分</p>
<p>&lt;公共団体の連絡先&gt; 大阪府国民健康保険 団体連合会</p>	<p>所在地 〒540-0028 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 中央大通りFNビル内 電話番号 06-6949-5247 FAX番号 06-6949-5417 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
<p>&lt;市役所（保険者）の窓口&gt; 大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課 （指定・指導グループ）</p>	<p>所在地 〒541-0055 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 電話番号 06-6241-6310 FAX番号 06-6241-6608 受付時間 平日 午前9時～午後5時30分</p>
<p>&lt; &gt;</p>	<p>所在地 〒 - 電話番号 - - FAX番号 - - 受付時間 平日 ~</p>

## 利用者負担表 【介護保険の場合】（要支援）

※大阪市 2級地（11.12）

【基本利用料】※料金は1回につきの目安

2024年6月1日改定

看護師（准看護師）	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	337円	674円	1,011円
30分未満	502円	1,003円	1,505円
30分以上60分未満	883円	1,766円	2,649円
60分以上90分未満	1,212円	2,424円	3,636円

理学療法士・作業療法士等	1割負担	2割負担	3割負担
1回40分未満	632円	1,264円	1,896円

【加算】

加算項目	加算率			
	1割負担	2割負担	3割負担	
サービス提供体制加算Ⅰ	7円/回	14円/回	20円/回	勤続年数7年以上の看護師30%以上配置
サービス提供体制加算Ⅱ	4円/回	7円/回	10円/回	勤続年数3年以上の看護師30%以上配置
夜間加算 18時～22時	基本利用料の25/100			
早朝加算 6時～8時	基本利用料の25/100			
深夜加算 22時～6時	基本利用料の50/100			
緊急時訪問加算（Ⅰ）	668円/月	1,335円/月	2,002円/月	実際訪問の場合別途算定可
緊急時訪問加算（Ⅱ）	639円/月	1,277円/月	1,915円/月	
特別管理加算Ⅰ	556円/月	1,112円/月	1,668円/月	※
Ⅱ	278円/月	556円/月	834円/月	
複数名訪問看護加算	283円/回	565円/回	848円/回	2人による30分未満
	447円/回	894円/回	1,341円/回	2人による30分以上
長時間訪問看護加算	334円/回	668円/回	1,001円/回	90分以上実施した場合
退院時共同指導加算	668円/回	1,335円/回	2,002円/回	
初回加算（Ⅰ）	390円/回	779円/回	1,168円/回	初回のみ、1回につき
初回加算（Ⅱ）	334円/回	668円/回	1,001円/回	初回のみ、1回につき
口腔連携強化加算	56円/月	112円/月	167円/月	

## 利用者負担表 【介護保険の場合】（要介護）

※大阪市 2級地（11.12）

【基本利用料】※料金は1回につきの目安

2024年6月1日改定

看護師（准看護師）	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	350円	699円	1,048円

30分未満	524円	1,048円	1,572円
30分以上60分未満	916円	1,831円	2,746円
60分以上90分未満	1,255円	2,509円	3,763円

理学療法士・作業療法士等	1割負担	2割負担	3割負担
1回40分未満	654円	1,308円	1,962円
1回60分未満	885円	1,770円	2,652円

【加算】

加算項目	加算率			
	1割負担	2割負担	3割負担	
サービス提供体制加算Ⅰ	7円/回	14円/回	20円/回	勤続年数7年以上の看護師30%以上配置 勤続年数3年以上の看護師30%以上配置
サービス提供体制加算Ⅱ	4円/回	7円/回	10円/回	
夜間加算18時～22時	基本利用料の25/100			
早朝加算6時～8時	基本利用料の25/100			
深夜加算22時～6時	基本利用料の50/100			
緊急時訪問加算（Ⅰ）	668円/月	1,335円/月	2,002円/月	実際訪問の場合別途算定可
緊急時訪問加算（Ⅱ）	639円/月	1,227円/月	1,915円/月	
特別管理加算Ⅰ Ⅱ	556円/月	1,112円/月	1,668円/月	※
	278円/月	556円/月	834円/月	
複数名訪問看護加算	283円/回	565円/回	848円/回	2人による30分未満
	447円/回	894円/回	1,341円/回	2人による30分以上
長時間訪問看護加算	334円/回	668円/回	1,001円/回	90分以上実施した場合
ターミナルケア加算	2,780円	5,560円	8,340円	死亡月に1回
退院時共同指導加算	668円	1,335円	2,002円	
初回加算（Ⅰ）	390円	779円	1,168円	初回のみ、1回につき
初回加算（Ⅱ）	334円	668円	1,001円	初回のみ、1回につき
口腔連携強化加算	56円/月	112円/月	167円/月	

2024年6月1日改定

- ※ 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者に対して訪問看護を行った場合は、上記金額の90/100となります。
- 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の建物に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合は上記金額の85/100となります。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。  
 なお、特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、そ

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

の死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

その他「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、他系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシヤイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

- ※ 理学療法士等による訪問看護は、当訪問看護事業所における前年の 4 月から当該年の 3 月までの期間の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合は、当該年度の理学療法士等の訪問看護費から 8 単位を減算します。また、前年の 4 月から当該年の 3 月までの期間の看護職員の訪問回数が理学療法士等による訪問回数以上である場合であっても、算定日が属する月の前 6 月間において、緊急時訪問看護加算(Ⅰ・Ⅱ)、特別管理加算(Ⅰ・Ⅱ)及び看護体制強化加算(Ⅰ・Ⅱ)のいずれも算定していない場合は、理学療法士等の訪問看護費から 8 単位を減算します。
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。

- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして大阪市に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ **【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】**  
上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。

医療保険		利用料 10割	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
訪問看護管理療養費	月の初日		7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降	I	3,000円	300円	600円	900円
		II	2,500円	250円	500円	750円
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで		5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以降		6,550円	655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費Ⅱ	同一日2人	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費Ⅲ	試験外泊		8,500円	850円	1,700円	2,550円
難病訪問看護加算	1日2回		4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上		8,000円	800円	1,600円	2,400円
緊急訪問看護加算	月14日目まで(1日当たり)		2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降(1日当たり)		2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算(90分超え)			5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算	2人目が看護師(週1回まで)		4,500円	450円	900円	1,350円
	2人目が看護職員以外(週3回まで)		3,000円	300円	600円	900円
夜間・早朝訪問看護加算(6時～8時・18時～22時)			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22時～6時)			4,200円	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算(月1回を限度)			6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算Ⅱ(月1回を限度)			2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算Ⅰ(重症度等高いもの。月1回を限度)			5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理指導加算			2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	90分未満(1回のみ)		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	長時間(90分以上)		8,400円	840円	1,680円	2,520円
退院時共同指導加算(月2回を限度)			8,000円	800円	1,600円	2,400円
在宅患者連携指導加算(月1回を限度)			3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回を限度)			2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算(月1回を限度)			2,500円	250円	500円	750円
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)			50円	5円	10円	15円
訪問看護情報提供療養費1・2・3			1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費1(在宅)			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費1(特養等)			10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
ベースアップ評価料Ⅰ(月1回)			780円	78円	156円	234円

※1.理学療法士による訪問は週4日目以降も、週3日目までの料金と同額。

※2.週に3日を限度。但し末期の悪性腫瘍等、厚生労働大臣の定める疾病は毎日訪問が可能です。

精神医療保険			利用料	利用者負担額		
			10割	1割	2割	3割
訪問看護管理療養費	月の初日		7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降	I	3,000円	300円	600円	900円
		II	2,500円	250円	500円	750円
精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	週3日目まで 30分未満		4,250円	425円	850円	1,275円
	週3日目まで 30分以上		5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降 30分未満		5,100円	510円	1,020円	1,530円
	週4日目以降 30分以上		6,550円	655円	1,310円	1,965円
精神訪問看護 基本療養費Ⅱ	同一日2人	週3日目まで 30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
		週3日目まで 30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日目以降 30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		週4日目以降 30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ		試験外泊	8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神科 緊急訪問看護加算	月14日目まで (1日当たり)		2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降 (1日当たり)		2,000円	200円	400円	600円
長時間精神科訪問看護加算 (90分超え)			5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名精神科 訪問看護加算	2人目が看護師・作業療法士 (週1回まで)		4,500円	450円	900円	1,350円
	1日に2回訪問の場合		9,000円	900円	1,800円	2,700円
	1日に3回以上訪問の場合		14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
精神科複数回訪問看護加算	1日2回		4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上		8,000円	800円	1,600円	2,400円
夜間・早朝訪問看護加算 (6時～8時・18時～22時)			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 (22時～6時)			4,200円	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算 (月1回を限度)			6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算Ⅱ (月1回を限度)			2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算Ⅰ (重症度等高いもの。月1回を限度)			5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理指導加算			2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	90分未満 (1回のみ)		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	長時間 (90分以上)		8,400円	840円	1,680円	2,520円
退院時共同指導加算 (月2回を限度)			8,000円	800円	1,600円	2,400円
在宅患者連携指導加算 (月1回を限度)			3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月2回を限度)			2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算 (月1回を限度)			2,500円	250円	500円	750円
訪問看護医療DX情報活用加算 (月1回)			50円	5円	10円	15円
訪問看護情報提供療養費1・2・3			1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費1 (在宅)			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費1 (特養等)			10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
ベースアップ評価料Ⅰ (月1回)			780円	78円	156円	234円
精神科重症患者 支援管理連携加算	重症患者のうち集中的な支援を必要とする場合		8,400円	840円	1,680円	2,520円
	重症患者等		5,800円	580円	1,160円	1,740円

(備考)

訪問看護ターミナルケア療養費	死亡日および死亡日前14日以内の計15日間に2回以上訪問看護を実施した場合
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態等、急性増悪などのいずれかに該当した場合で、同一日に複数回訪問看護を実施した場合
緊急訪問看護加算	主治医の指示により緊急に訪問看護を実施した場合
長時間訪問看護加算	厚生老大臣が定める状態等、または急性増悪の状態の方に90分以上の訪問看護を行った場合
複数名訪問看護加算	看護職員が複数名で訪問看護を行った場合
夜間・早朝訪問看護加算	夜間や早朝に訪問看護を行った場合
深夜訪問看護加算	深夜に訪問看護を行った場合
24時間対応体制加算	緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制である場合
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に計画的な管理を行った場合 重症度が高いもの・・・在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ留置カテーテルを使用している場合
退院時共同指導加算	退院時に入院医療機関の医師らと共同で指導に当たった場合
特別管理指導加算	退院時共同指導加算において、利用者が厚生労働大臣の定める状態である時
退院支援指導加算	退院日に在宅での療養上必要な指導を実施した場合
在宅患者連携指導加算	看護師等が月2回以上、医療機関関係職種間で文書などにより共有された診療情報を基に指導を行った場合
在宅患者緊急時カンファレンス	利用者の状態の急変などに伴い、看護師等が主治医の求めによりカンファレンスに参加して共同で指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加算	介護職員等に対し、看護師または准看護師が喀痰吸引等の計画書・報告書の作成や緊急時などの対応について助言を行うとともに、同行して利用者の居宅において実施状況を確認した場合

★1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額とその他の費用の合計）の目安

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。

実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

お支払額の目安	円
---------	---

### 緊急時の連絡先

主治医	病 院 名	
	主 治 医 氏 名	
	所 在 地	
	連 絡 先	

緊急連絡先①	氏 名	(続柄 )
	住 所	
	連 絡 先	
	勤 務 先	TEL
緊急連絡先②	氏 名	(続柄 )
	住 所	
	連 絡 先	
	勤 務 先	TEL

## 重要事項説明書について

訪問看護サービスの提供にあたり、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第26号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

説明年月日 令和 年 月 日

事業所の所在地 大阪市平野区平野西4丁目3番1号  
ミツダコーポ201

事業所の名称 テトメ訪問看護ステーション

管理者名 打越 美保

説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

<利用者の住所> 〒 - Tel ( ) -
<利用者の氏名> _____
<代理人の住所> 〒 Tel _____
<代理人の氏名> _____ (続柄 _____)

## 個人情報のお取り扱いについて

テトメ訪問看護ステーションは、在宅で医療や介護を受けながら生活されている利用者への訪問看護（リハビリ）の提供を通して、個人情報を取得し保有させて頂いております。この書面は、利用者の個人情報の保護と取り扱いについて、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

### 1. 情報に対する基本姿勢

テトメ訪問看護ステーションでは個人情報保護法の趣旨を尊重し「個人情報保護方針」を定

め、利用者の個人情報を厳重に管理してまいります。(個人情報には褥瘡等の幹部の写真も含まれます。)

## 2. 保有する個人情報の利用目的

テトメ訪問看護ステーションでは、訪問看護(リハビリ)の申し込みやサービスの提供を通じて取得した個人情報は、利用者・ご家族への心身の状況説明、記録・台帳の作成等、訪問看護(リハビリ)の提供のために必要に応じて利用いたします。また、利用者の皆様の個人情報は、訪問看護(リハビリ)の提供以外にも以下のような場合、必要に応じて第三者に提供される場合があります。

- ・ 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- ・ 審査支払機関へのレセプト請求
- ・ 保険者への相談、届け出、照会への回答
- ・ 学会、研究会での事例研究発表会(個人を特定できないものに限る)

## 3. 保有する個人情報の保存

取得した個人情報は、法律に定められた期間、保存することは義務付けられています。保存の実施方法、期間、廃棄処分については、適応される法律ごとにとなります。

## 4. 開示請求・苦情・訂正・利用停止 に関するお問い合わせ先

管理者 打越 美保

TEL (06) 6711-0837

FAX (06) 6711-0839

## 個人情報利用に関する説明及び同意書

テトメ訪問看護ステーションでは、ご利用者へ安全でより良い看護(リハビリ)サービスを提供する為、また他の居宅サービス等と連携を図る為に、ご利用者またはご家族の情報を提供する場合がございます。

なお、個人情報の利用はサービス提供に必要でかつ最小限の範囲とし、サービス担当者等は業務上知り得た個人情報を漏らすことがないよう法律で義務づけられています。

＜サービス担当者会議における個人情報利用の期間＞

令和 年 月 日 から 契約終了までの期間

事業者 テトメ訪問看護ステーション

管理者氏名 打越 美保

私は、自身及び家族の個人情報の管理について説明を受け、上記目的において利用することを同意いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_  
( 代筆者 )

代理人氏名 \_\_\_\_\_ (続柄 )

家族氏名 \_\_\_\_\_ (続柄 )